

機関室局所消火装置(開放型)の型式承認試験基準

[1] 総則

船舶消防設備規則(昭和40年運輸省令第37号)第5条に規定する機関室局所消火装置の型式承認試験のための試験方法及び判定基準は、次に定めるところによる。

[2] 一般

- (1) 供試体の各部分を構成する材料の組成又は工作法が特殊な場合であって、書類による特性判断等の結果から必要と認めるものについては、長期暴露試験データ等により、その有効期限を定めること。
- (2) [3]の試験のうち消火試験以外の試験については、供試装置のノズルについてのみ試験を行う。
- (3) 消火試験に使用する試験場圏壁の床面積と圏壁の高さは、それぞれ 100 m^2 以上、5m 以上であること。
- (4) 消火試験の際に模擬するスプレー火災は、燃料として軽油を用い、下記の2種類とする。(燃料スプレーノズルは、LECHLER GmbH 製造のタイプ460.728.30(High flow rate)及びタイプ460.446.30(Low flow rate)を標準とする。)

使用する燃料スプレーノズル	公称油圧力	油流量	油温度	公称熱解放率
全円錐型広角(120°～125°)スプレータイプ	8 Bar	$0.16 \pm 0.01 \text{ kg/s}$	$20 \pm 5^\circ\text{C}$	6 MW
全円錐型広角(80°)スプレータイプ	8.5 Bar	$0.03 \pm 0.005 \text{ kg/s}$	$20 \pm 5^\circ\text{C}$	1 MW

[3] 試験方法及び判定基準
試験方法及び判定基準については、次表による。

試験方法		判定基準	対応する国際基準	備考
1	外観検査 供試体の外観及び構造について、仕様書及び図面と照合しながら検査する。	1 (1) 外観及び構造は、仕様書及び図面どおりであること。 (2) ノズルは、呼び口径 6 mm 以上の吸入ネジ込み口を備えているもの又は同等のものであること。 (3) 寸法の誤差は、図面に記載された範囲内であること。	MSC/Circ.1165 Annex App. A 3.1, 4.2	
2	流量試験 この試験は、2 個の供試体について行う。 供試体及び圧力計を給水管に取り付け、以下の手順で放水を行い、各圧力の段階において流量を測定する。 ① 圧力を、ゲージ圧 0 から最低作動圧力まで上げる。 ② 圧力を、最低作動圧力から作動圧力範囲の約 10%毎に最高作動圧力まで順次上げる。 ③ 圧力を、最高作動圧力から作動圧力範囲の約 10%毎に最低作動圧力まで順次下げる。	2 流量定数 K は、仕様書に示された値の ± 5%以内であること。 破損、変形等の異常を生じないこと。	MSC/Circ.1165 Annex App. A 3.4.1, 4.10	圧力は、圧力計とノズル放水部の高低差を考慮し、修正した値を使用する。
3	腐食試験 応力腐食試験 (1) 黄銅製ノズル部品の応力腐食試験 5 個のノズルを脱脂し、 0.02 ± 0.01 立方メートルのガラス製容器に濃度 0.94g / 立方センチメートルのアンモニア水溶液を当該容器の容積 1 立方センチメートル当たり 0.01 ミリリットル入れ、その上方 40 ミリメートルの位置に供試体を吊し、10 日間曝露する。 曝露後、ノズルを洗浄・乾燥する。	3 1 設計どおりの機能を発揮することができないほど 破断がないこと。 (1) 黄銅製ノズル部品の応力腐食試験 5 個のノズルを脱脂し、 0.02 ± 0.01 立方メートルのガラス製容器に濃度 0.94g / 立方センチメートルのアンモニア水溶液を当該容器の容積 1 立方センチメートル当たり 0.01 ミリリットル入れ、その上方 40 ミリメートルの位置に供試体を吊し、10 日間曝露する。 曝露後、ノズルを洗浄・乾燥する。	MSC/Circ.1165 Annex App. A 3.11.1, 4.11	容器は、大気圧を維持し、また、温度は 34 ± 2 度を維持すること。 復水の液滴がかかるないように、試験片を覆うこと。

			MSC/Circ.1165 Annex App. A 3.11.1, 4.11.2	判定は、倍率を 25 倍に設定した顕微鏡を用いて行うこと。	
	(2) ステンレス製ノズル部品の応力腐食割れ	5 個のノズルを準備し、脱脂する。 容積 500 ミリリットルのプラスコに温度計及び長さ約 760 ミリメートルの復水器を取り付け、上記 5 個のノズルを部品に分解した状態で入れる。 42 質量パーセントの塩化マグネシウム浴液を上記プラスコに約 2 分の 1 満たし、プラスコを電熱炉の上で 150 ± 1 度の沸点を 500 時間維持する。 試験は、部品をノズルに組み付けずに実施する。 ノズルフレームの材種は、塩化マグネシウム浴液がステンレス鋼製の部品に及ぼす腐食作用がそれによって変化してしまうものであつてはならない。 曝露期間終了後、試験サンプルを塩化マグネシウム浴液から取り出し、純水で洗浄する。	設計どおりの機能を発揮することができないほどの破断もしくは破損がなく、試験に起因する亀裂、剥離その他の劣化がないこと。 劣化が認められた場合であっても、脱脂した新たに 5 組の部品をノズルフレームに組み付けて再度左記の試験を行った後に最高作動圧力で 30 分の通水試験を実施し、恒久的に融着している部分が分離するこなく耐えうるもののは、合格とする。	MSC/Circ.1165 Annex App. A 3.11.2, 4.11.3	容器を大きくする場合(最大 15 リットルまでとする。)は、使用する各水溶液の量を、容器の容積に比例させて増量すること。
3	2	二酸化硫黄腐食試験	放水部のつまり等の供試体の性能を阻害するような、有害な腐食がないこと。	MSC/Circ.1165 Annex App. A 3.11.2, 4.11.3	容器を大きくする場合(最大 15 リットルまでとする。)は、使用する各水溶液の量を、容器の容積に比例させて増量すること。

3	3	塩水噴霧試験 管取付口を、プラスチック等の塩水に対して非反応性の物質で、塞いだ供試体を 10 個準備する。 容量 0.43m ³ 以上で、温度 35 ± 2°C に保った容器内に、全供試体を通常用されれる状態で吊り、塩化ナトリウム質量濃度 20 ± 1% の水溶液を 0.07MPa から 0.17MPa の圧力で噴霧した状態で 10 日間放置する。塩化ナトリウム水溶液は、再循環型の貯蔵タンクから、空気吸入ノズルを通して供給すること。 この放置の間、7 時間以上の間隔をあけ、1 日 1 回温度測定を行うこと。 10 日間放置後、4～7 日間、温度 20～25°C、相対湿度 70% 以上の状態で、供試体を乾燥させ、その後、供試体を観察する。	3 放水部のつまり等の供試体の性能を阻害するよう、有害な腐食がないこと。	MSC/Circ.1165 Annex App. A 3.11.3, 4.11.4	曝露サンプルから流出した食塩水は再循環用の貯蔵タンクへ戻さないこと。 復水の液滴がかかる様、ノズルサンプルを覆うこと。 曝露域内の少なくとも 2 箇所で(塩水)霧を採取し、散布率と塩分濃度を測定すること。 塩分濃度は、採取区画 80cm ² につき、溶液 1ml から 2ml を 1 時間毎に 16 時間採取し、計測すること。
4		耐熱試験 供試体 1 個を、通常使用する状態で、800°C に熱したオーブン中に 15 分間放置する。放置後、管取付部を支えるようにして取り出し、速やかに約 15°C の水に浸す。その後、供試体について、目視による確認を行う。	4 目視にて確認できる破損及び歪みがないこと。	MSC/Circ.1165 Annex App. A 3.15, 4.13	
5		振動試験及び耐久試験 次の 1 又は 2 の方法により振動試験及び耐久試験を行う。	5 試験は、室温状態で行って構わない。	MSC/Circ.1165 Annex App. A 3.16, 4.15	
1		供試体 5 個を鉛直に振動台上に取り付ける。 供試体に、5Hz から 40Hz まで、1 オクターブ増加に 5 分以上の増加割合で、振幅 1mm(正負振幅値の 1/2)の正弦波振動を供試体取付け方向に与えるとともに、共振点を測定する。 次に、①又は②により、耐久試験を行う。 ① 共振点が測定された場合	1 破損、変形等の異常を生じないこと。		

	測定された共振周波数の全てにおいて、120 を共振周波数で割った値の時間、共振周波数で振動を加える。 ② 共振点が測定されなかつた場合 5Hz から 40Hz までの周波数で、120 時間振動を加える。		
2	供試体 5 個を振動台に取付け、表 1 により、振動試験において共振点を測定し、次いで耐久試験を行う。	2	破損、変形等の異常を生じないこと。
6	衝撃試験 供試体 5 個に、放水の軸に平行で、ヘッドの中心部に重りを落させる。 落下させる重りの衝撃点における運動エネルギーは、供試体を高さ 1m から落下させた際の運動エネルギーと等しくすること。	6	破損、変形等の異常を生じないこと。 MSC/Circ.1165 Annex App. A 3.17, 4.16
7	目詰まり試験 供試体に、局所消火装置に使用するろ過器もしくはフィルターを取り付けた装置を準備し、最高作動圧力にて流量を測定する。 次に、この供試体(使用するろ過器もしくはフィルターを含む。)を、適当な試験装置に取付け、水 60 リットルに対し表 2 に示す汚染物質 1.58kg を混合した汚水を、最高作動圧力にて、連続 30 分間放水する。(この試験の間、供試体を洗浄しないこと。また、汚水を常時攪拌すること。) この後、最高作動圧力にて流量を測定する。	7	汚水を放水する前後の流量の変化が ± 10%以内であること。 MSC/Circ. 1165 Annex App. A 3.22, 4.20
8	確認試験 上記 4(4-1)及び(2)を除く。から 7 の各試験の後、上記 2 の流量試験を行う。	8	上記 2 の判定基準を満足すること。
9	表示検査 以下の事項について、恒久的な方法で表示されていることを確認する。 ① 商標又は製造者名 ② 型式 ③ 製造工場名	9	明瞭に表示されていること。 MSC/Circ.1165 Annex App. 5

10	消火試験	<p>以下の手順により、試験を行う。</p> <p>① 製造者の判断により、2 個×2 個(合計 4 個)又は 3 個×3 個(合計 9 個)の供試装置のノズルを、仕様書の最大間隔で、鉛直下方に向けて配置する。</p> <p>② 燃料スプレー・ノズルを図 1~3 に示されるいすれかの場所に、水平に、消火ノズルの配置の中心に向けて設置する。</p> <p>③ 燃料スプレー・ノズルから燃料を噴射し、点火する。</p> <p>④ 点火後 10 秒から 15 秒後に供試装置を作動させる。</p> <p>⑤ 試験中、燃料スプレー・ノズルの 100mm 下方及び 500mm 後方の酸素濃度を計測する。</p> <p>⑥ 消火確認後、15 秒間燃料噴射を続け、最低 1 分間供試装置を作動させる。</p>	<p>いすれの場合も、酸素濃度は点火から 5 分間は 20%以上であること。</p> <p>いすれの場合も、供試装置作動後 5 分以内に消火され、再発火しないこと。</p> <p>以上の試験を、燃料スプレー・ノズルの配置、2 種類の模擬スプレー・火災、供試装置の最低作動圧力、火災場所からの最高使用高さ、最低使用高さの全ての組み合わせにおいて行う。</p>	<p>MSC/Circ.1387 Annex App. 3, 4, 5</p> <p>いすれの場合も、床から 1m、全周壁から 4m 以上離れるよう設置されること。</p> <p>消火用ノズルは、いすれの場合も天井から 1m 以上離れるよう設置されること。</p> <p>消火ノズルを鉛直下方以外の方向に向けて設置する場合は、検査測定課長が適当と認める方法により試験を行う。</p>
----	------	---	--	---

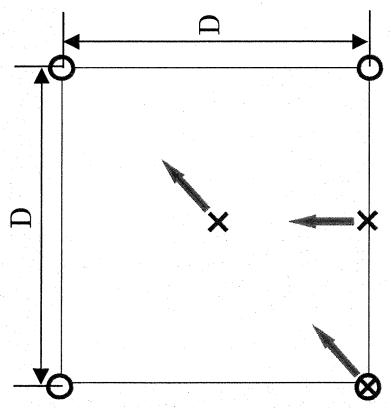
表 1 振動試験及び耐久試験

振動試験	名 称	全振幅	加速度	振動数	掃引周期	振動の方向	試験回数	合計 試験時間
(i)	(i)	2mm		5~16Hz まで連続的に 変化させる。	10 分	物件の通常取付姿勢に 対して直角な三方向	各方向に対して 3回ずつ	1.5 時間
	(ii)		± 1G	16~40Hz まで連続的に 変化させる。	同上	同上	同上	同上
振動耐久試験	振動 試験において 共 振点がある場合			各共振振動数	—	同上	各方向に対して 1回ずつ	4.5 時間
	振動試験において 共 振点がない場合	2mm		16Hz	—	同上	同上	同上

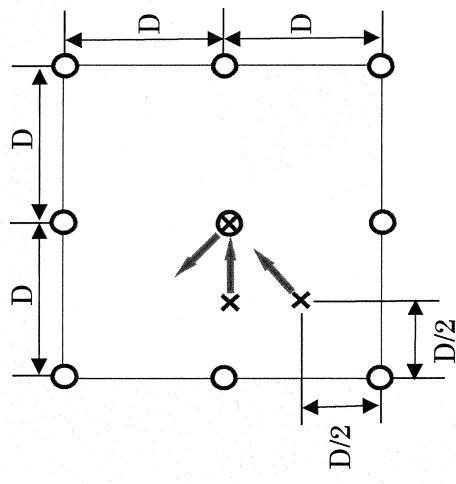
表 2 目詰まり試験に使用する汚染物質

ふるいの区分 ^{※1}	公称ふるいの開口(mm)	汚染物質の質量(g) (± 5%) ^{※2}		
		管と同質の粉体	表土	砂
No.25	0.706	—	456	200
No.50	0.297	82	82	327
No.100	0.150	84	6	89
No.200	0.074	81	—	21
No.325	0.034	153	—	3
合計		400	544	640

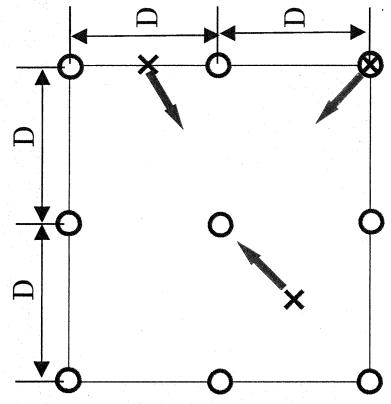
* 1 ASTM E11-87(試験に使用するワイヤーカロスの基準)による。
CENCO-MEINZEN による、メッシュ 25、メッシュ 50、メッシュ 100、メッシュ 200 及びメッシュ 325 のふるいは、表中の各番号に対応するものである。
* 2 配管が、銅又はステンレス鋼のみに限られる場合は、汚染物質の量を 50% 減らすことができる。
また、作動圧力が 5MPa を超え、かつ、配管がステンレス鋼のみに限られる場合は、汚染物質の量を 90% 減らすことが出来る。



【図 1】消火用ノズルの配置が 2 個×2 個の場合



【図 2】消火用ノズルの配置が 3 個×3 個の場合(1)



【図 3】消火用ノズルの配置が 3 個×3 個の場合(2)

- : 消火用ノズルの位置
- ×
- : 燃料スプレーノズルの位置
- : 燃料スプレーノズルの向き
- D : 消火用ノズルの仕様書の最大間隔

参考1 消火用ノズルの有効な保護範囲

1. 図1及び図3により試験を行った消火用ノズル

- ①格子状に配置する場合 : 図a又は図bによる。
 - ②単独で配置する場合 : 図cによる。
 - ③一列に配置する場合 : 図dによる。
2. 図2により試験を行ったノズル
- ①格子状に配置する場合 : 図eによる。
 - ②単独で配置する場合 : 図fによる。
 - ③一列に配置する場合 : 図gによる。

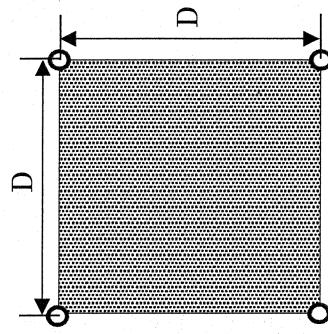


図 a

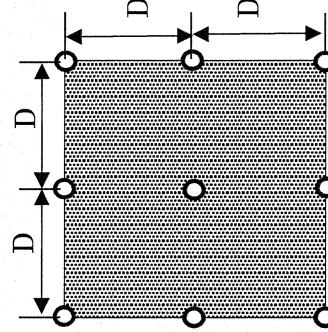


図 b

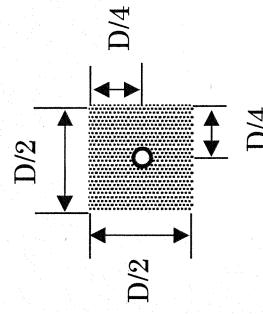


図 c

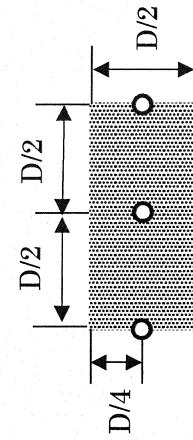


図 d

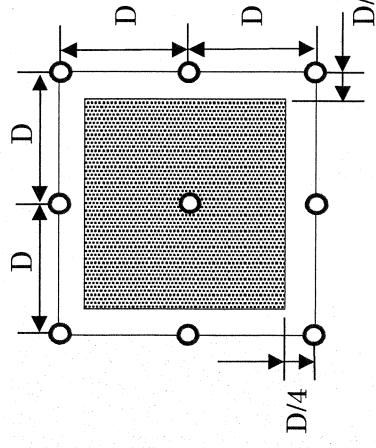


図 e

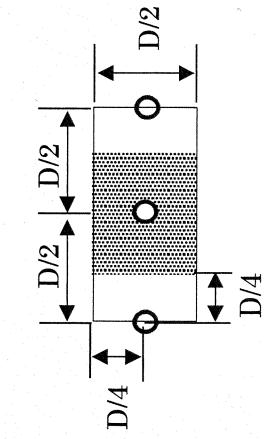


図 f

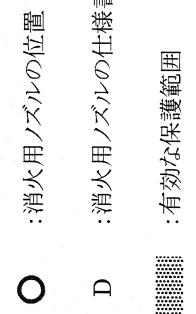


図 g

参考2 目詰まり試験装置概要

